

令和3年第43回選挙管理委員会定例会会議録

開催日時	午前10時00分から		
	令和3年12月22日(水)		
	午前10時45分まで		
出席者	委員	本橋委員長、梅田職務代理、小井委員、與川委員	
	事務局	油川次長、水越担当係長、中野主査	
開催場所	選挙管理委員会室	傍聴人	なし
委員長	これから令和3年第43回定例会を開会いたします。		
	議案第49号 杉並区長選挙に係る政治活動用ポスターの取扱いにつ		
	いて		
次長	(別紙のとおり、杉並区長選挙に係る政治活動用ポスターの取扱いにつ		
	いて説明し、決定を受けた。)		
次長	杉並区長選挙の任期満了日である令和4年7月10日の6箇月前の日		
	にあたる、令和4年1月10日から当該選挙期日までの間、公職選挙法の		
	規定により、当該選挙立候補予定者の個人の政治活動用ポスターは掲示		
	が禁止されます。そのため、各政党支部等あてに通知し周知を行います。		
	併せて、政治活動用ポスター等に関し、区施設での管理権による撤去を行		
	う旨について、区長・教育長・各施設所管課長あて依頼します。		
與川委員	現区長から、区長選挙への出馬表明はありましたか。		
次長	表明はされていません。		
與川委員	他の立候補予定者の情報はありますか。		
次長	今のところ、事務局で掴んでいる情報はありません。		
	報告事項43-1 衆議院小選挙区の改定案作成方針等に係る意見に		
	ついて		
	(別紙のとおり、衆議院小選挙区の改定案作成方針等に係る意見につい		
	て説明し、報告した。)		
次長	衆議院小選挙区の区割り改定に関して、衆議院議員選挙区画定審議会		
	から東京都知事あて意見照会があったことに伴い、杉並区に対しても調		
	査の照会がありました。		
委員長	東京都が総務省にてヒアリングを受ける形なのですか。		
次長	その予定になっています。		
與川委員	杉並区の衆議院議員選挙で東京都第7区と東京都第8区に分かれたの		

	が前回執行時からですが、再び区割りが変わるのですか。
次 長	その方針となっています。
小井委員	東京都内では、どの地域が変更される候補と考えられますか。
	都内では、23区が一番の候補となると思います。杉並区としては、まず区部と支部を跨いだ区分けは避けてほしいと考えています。
與川委員	今の段階では、選挙管理委員会としての協議はできないものと思います。
次 長	例えば杉並区を3分割することは避けてほしいなど、大きな括りでの意見しか提出できないと思います。東京都あて提出する調査票の内容については、事務局長と確認の上で作成いたします。今後、纏めて定例会において報告いたします。
	その他・日程等について
局 長	(今後の委員会日程等について確認を行った。)
委員 長	事務局からは、ほかに何かございますか。委員の皆様、ほかに何かございますか。
職務代理	委員長から、先ほど私あてに本日付けで一身上のご都合により委員長の職務をお辞めになりたいということで退職願が提出されました。この件について、審議をいたしたいと思いますがいかがでしょうか。
委員一同	了承します。
委員 長	それでは、私事ですので、私は退席させていただきます。
	(委員長退席)
職務代理	委員長が地方自治法第189条第2項の規定により、議事に参与できませんので、私が代理を務めさせていただきます。それではお諮りいたします。委員長から提出されました委員長職の退職願ですが、退職されることを承認するということがよろしいでしょうか。
委員一同	承認します。
職務代理	委員長から提出のあった委員長職の退職については、承認されました。
	(委員長、自席に戻る。)
職務代理	委員長が席に戻られましたので、4人で委員会を再開いたします。委員長の退職願は承認されました。ここで、本橋前委員長からご挨拶をいただきたいと思います。

本橋委員	この1年間は、委員の皆様のご協力、そして事務局の皆さまの大変なご苦勞によりまして、1年間、無事に任務を果たすことができました。大変ありがとうございました。来年は委員として、また頑張りたいと思います。本当にありがとうございました。
委員一同	ご苦勞様でございました。
職務代理	委員長の退職が承認されたことにより、委員長が欠員となりましたので、引き続き私が代理を務めさせていただきます。杉並区選挙管理委員会規程第3条第1項の規定により、委員長の選挙はこれを行うべき事由が生じた日から10日以内に行わなければなりません。委員長の選挙日程について、どなたかご意見はございませんか。
小井委員	本日、これから選挙を行うということでよいと思います。
職務代理	ご意見がありましたので、これから選挙を行うことにいたしますが、よろしいですか。
委員一同	異議ありません。
與川委員	この選挙については、指名推薦で委員長を決めてもよいと思います。
職務代理	委員長の選挙は、委員会規程第3条第2項の規定により、単記無記名投票で行うこととされていますが、同条第3項の規定により、委員の皆さまに異議がないときは「指名推薦」の方法によることができるとされています。今回の選挙の方法については、いかがいたしましょうか。
委員一同	與川委員提案の「指名推薦」でよろしいと思います。
職務代理	それでは、委員長の選挙は「指名推薦」によることとします。どなたか推薦はございますか。
本橋委員	私は、小井委員を推薦いたします。
職務代理	他に推薦される方は、いませんか。
委員一同	小井委員でよろしいと思います。
職務代理	それでは、委員長に小井委員ということにいたします。
委員一同	よろしく申し上げます。
小井新委員長	それでは、皆様からのご推薦がありましたので、私が新たに委員長を務めさせていただきます。来年は、7月に任期満了となる杉並区長選挙と

	便乗で執行される杉並区議会議員補欠選挙、そして参議院議員選挙がござ
	います。各選挙に向けて精一杯がんばりたいと思いますので、皆様のご
	協力をよろしくお願いいたします。
委員一同	よろしくお願いいたします。
小井新委員長	それではここで、委員会規程第5条第1項に基づき、委員長の職務を代
	理する委員を指定する必要がありますので、私から指名させていただきます。
	委員長職務代理は、本橋委員にお願いしたいと思います。よろし
	いでしょうか。
委員一同	よろしくお願いいたします。
本橋新職務代理	委員長を補佐できるよう一生懸命努力して職務を全うしたいと思います
	ので、どうぞよろしくお願いいたします。
委員一同	よろしくお願いいたします。
次 長	それでは、委員会規程第3条第4項に基づき、事務局は速やかに委員長
	退任及び新委員長就任の告示並びに東京都選挙管理委員会等への報告等
	の手続きを行います。
小井新委員長	他に質問がなければ、本日の委員会を閉じます。